

意外に身近な貿易知識と「貿易関係」の仕事に役立つ資格（参考資料）

一 個人的な使用に供する貨物の免税

海外旅行者の携帯品又は別送品のうち、個人的に使用すると認められるものに限り、入国者一人当たりの免税の範囲は次の通り（税関ホームページより）。

(1) 酒類は 1 本 760ml 程度のものが 3 本まで免税

(2) たばこは、紙巻たばこ 200 本、又は葉巻たばこ 50 本、又はその他のたばこ 250g まで免税

ただし、2 種類以上のたばこがある場合は、総数量が 250g を超えない範囲で免税となる

また、日本製たばこについては、外国製たばことは別に紙巻たばこ 200 本、又は葉巻たばこ 50 本、又はその他のたばこ 250g まで免税で輸入できる

(3) 香水は、2 オンス（約 56ml）まで免税

(4) その他の品目は、**海外市価の合計額が 20 万円まで**が免税

この場合、1 品目毎の**海外市価の合計額が 1 万円以下**のものは、原則として免税扱いとなり、20 万円の免税枠の計算に含める必要はない

(5) 米について免税の適用を受ける場合には、地方農政事務所等で確認を受けた「米穀の輸入に関する届出書」（税関提出用）を税関に提出することで免税となる（年間 100 k g の範囲内）。

(6) 未成年者の場合は「酒類」と「たばこ」は免税にならない

(7) 6 才未満の子供については、おもちゃなど明らかに本人の使用と認められるもの以外は免税にならない

二 貿易関連業者の例

1 通関業者（つうかんぎょうしゃ）

通関業を生業とする法人又は個人のこと。他人の依頼によって代理・代行して「通関業務」を行う。単独で通関業のみを行っている場合は少なく、物流関連の企業（倉庫業者、フォワーダー、乙仲等）が一部門として通関を行っていることが多い。

通関業務とは主として次のようなものである。

① 税関官署に対する**輸入及び輸出の申告の代行**

② 輸入貨物に係る**関税、消費税等の申告及び納付、更正・関税の還付の請求、修正申告、関税の減税・免税に係る制度の適用手続の代行**

③ 通関業務に関して税関官署が為した各種行政処分（例えば輸出や輸入の不許可等）に対して不服がある場合に税関官署等に対して行う**主張・陳述の代行、等**

2 フォワーダー（Forwarder）

貨物利用運送事業者のことであり、荷主から貨物を預かり、他の業者の運送手段（船舶、航空、鉄道、貨物自動車等）を利用し運送を引き受ける事業者を指す。一般的には貨物利用運送事業者のうち国際輸送を取扱う業者を指す。航空輸送を得意とする業者をエア・フレイト・フォワーダー（フォワーダー、日系大手としては、日本通運（日通航空）、近鉄エクスプレス、郵船ロジスティクスで 50%近い業界シェア）、海上輸送を得意とする業者を NVOCC（非船舶運航業者, Non Vessel Operation Common Carrier の略、NV と略されることがあり、大手としては日本通運等）と呼ぶこともある。

3 乙仲（おつなか）

海運貨物取扱業者（海貨業者）の通称。

「乙仲」の呼び方は、戦前の海運組合法(1939 年)で、定期船貨物の取次をする仲介業者を乙種仲立業（乙仲）、不定期船貨物の取次ぎをする仲介業者を甲種仲立業（甲仲）と分類していたことに由来する。

海運組合法は、1947 年に廃止されたため、現在はこのような分類はないが、それまでの名残から、現在でも海貨業者のことを乙仲と呼ぶことが多い。

現在の海貨業者は、港湾荷役（輸出貨物の船積、輸入貨物の荷卸しおよび国内運送までの作業の手配）のほか、通関、はしけ運送、沿岸荷役、その他貨物の検数、鑑定、検量、倉庫業など貿易に関する荷役・通関業務を幅広く行っている。

三 貿易関連の資格

1 通関士

業界唯一の国家資格。試験は例年 10 月の第一日曜日に実施される。年齢・国籍を問わず受験できる。法律の規定により、通関業者は営業所ごとに専任の通関士 1 人以上を置くこととされており、通関業者で従事する場合のほか、商社等で従事する場合においてもその専門的な知識を活かす事ができる。

2 貿易実務検定

日本貿易実務検定協会主催により実施されている民間資格。年齢・国籍を問わず誰でも試験を受けることができ、4 段階のレベルで構成されている。

実施日

A 級 : 3 月

準 A 級 : 3 月, 7 月, 12 月

B 級 : 3 月, 7 月, 12 月

C 級 : 3 月, 7 月, 10 月, 12 月

各級の目安

A 級（概ね、3～5 年以上の実務経験のレベル）貿易実務において判断業務を行うことができる実力を証明するレベル。

準 A 級（概ね、2～4 年以上の実務経験のレベル）貿易実務において一般

的な判断業務を行うことができる実力を証明するレベル。

B 級（概ね、1～3 年以上の実務経験レベル）貿易実務経験者の中堅層を対象としている。

C 級（概ね、1～3 年以上のレベル）定型業務をこなすために必要な知識があることを証明するレベル。

※ 括弧内のものは日本貿易実務検定協会公表のもの

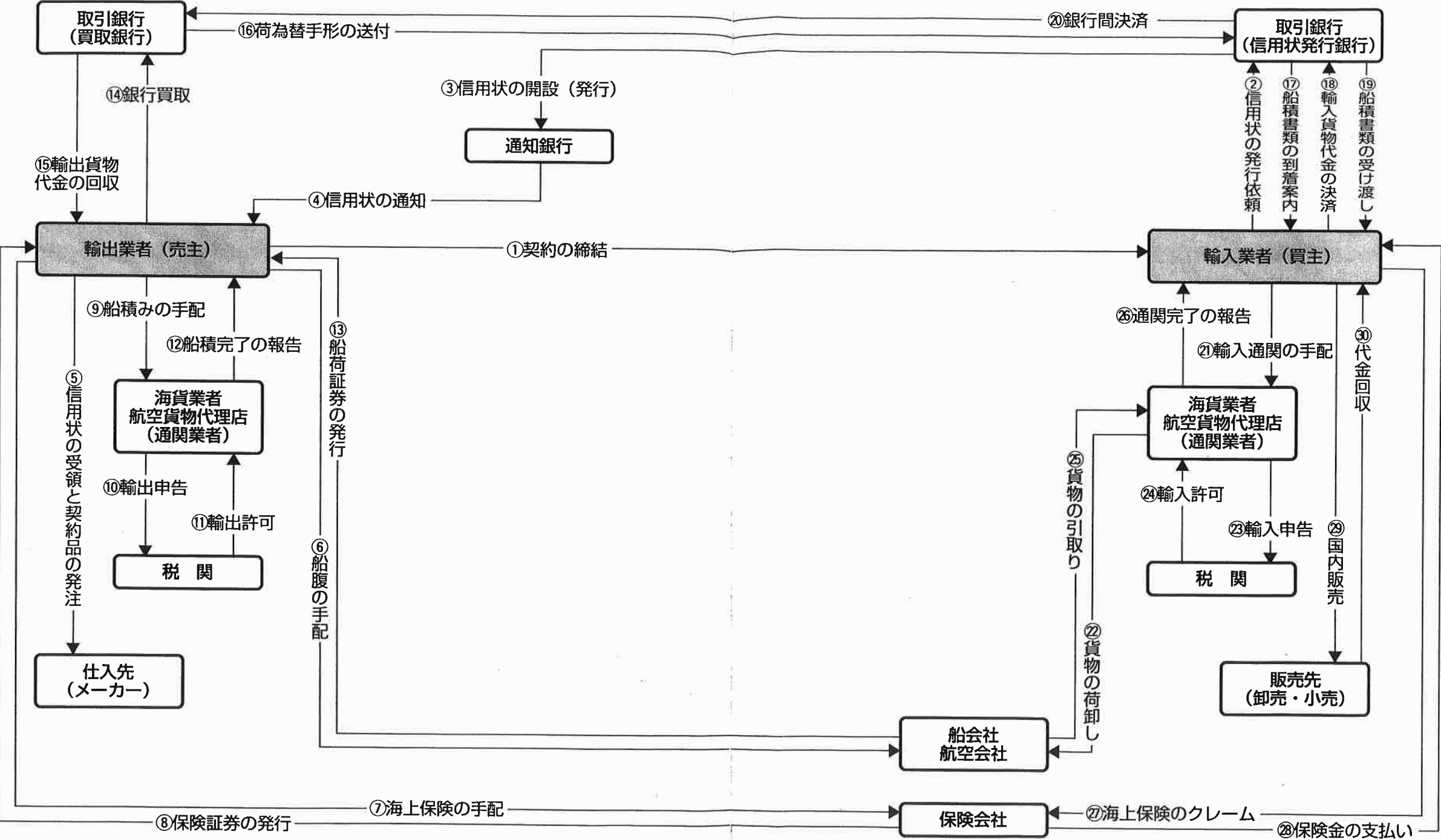
3 日商ビジネス英語（商工会議所主催）

2 級及び 3 級は、試験の施行から採点、合否判定までをインターネットを介して行う「ネット検定試験」として、全国の試験会場で随時に施行

1 級は、統一試験とし、試験の施行及び答案の回収についてインターネットを介して行い、採点は複数の専門家による中央採点

ビジネスの現場で役立つ実務的な内容が出題される。貿易取引のみならず、企業で日常的に使用する英語のビジネス文書（計画書や企画書、報告書、契約書、提案書、履歴書、電子メールによる文書など）の作成及び英語による海外取引に関する試験とされ、特にライティング（英語の文書で相手にいかに用件を伝えることができるか）が重視されている。

■輸出入業務の流れ (同文館出版「貿易実務の仕事より」)



①~⑯=輸出業務 ⑪~⑳=輸入業務